

加賀市議会交際費の公開について

平成 27 年 11 月 1 日

加賀市議会交際費については、加賀市議会交際費取扱要綱（平成 17 年加賀市議会告示第 5 号）に基づき、これまで実施してきたが、今回、交際費の内訳を公開するにあたり、次のとおりの取り扱いとする。

- 1 加賀市議会基本条例（平成 23 年加賀市条例第 13 号）第 4 条に規定する市民に開かれた議会を目指し、更なる情報公開を行うため、現在公開している交際費の支出状況に、その内訳として 1 件ごとの支出日、支出区分、支出の内容・目的及び支出額を公開する。
- 2 この取り決めは、平成 27 年 11 月から実施し、平成 27 年 4 月分から遡及して適用する。
- 3 公開は、議会ホームページ上で行う。
- 4 更新は、毎月行う。
- 5 支出の内容に表記される個人の氏名等プライバシーの保護については、別に定める「議会交際費取扱要綱の運用について」に基づき議会交際費を支出できる相手方によって、次のとおりの取り扱いとする。
 - (1) 国会議員・県議会議員・市議会議員、近隣自治体の首長・議員、市特別職の職員、市職員は、公人であると解釈し、公開とする。
 - (2) 元市議会議員、元職の特別職の職員は、公職を離れているため、新聞報道等その他を勘案したうえで公開・非公開を決定する。
 - (3) 大会等に参加する団体等は、大会や出場などが新聞報道等で公表されることが予想されるため、原則公開とする。
 - (4) 叙勲・褒章受章者は、新聞報道等で氏名が明らかにされることが予想されるため、原則公開とする。
 - (5) 上記以外の場合、記念式典、行事、祝賀会、懇談会、起工式、竣工式等の主催者については原則公開とするが、その都度、状況に応じて判断する。